

とうきょう子育て応援パートナー制度について

事業概要

【国】

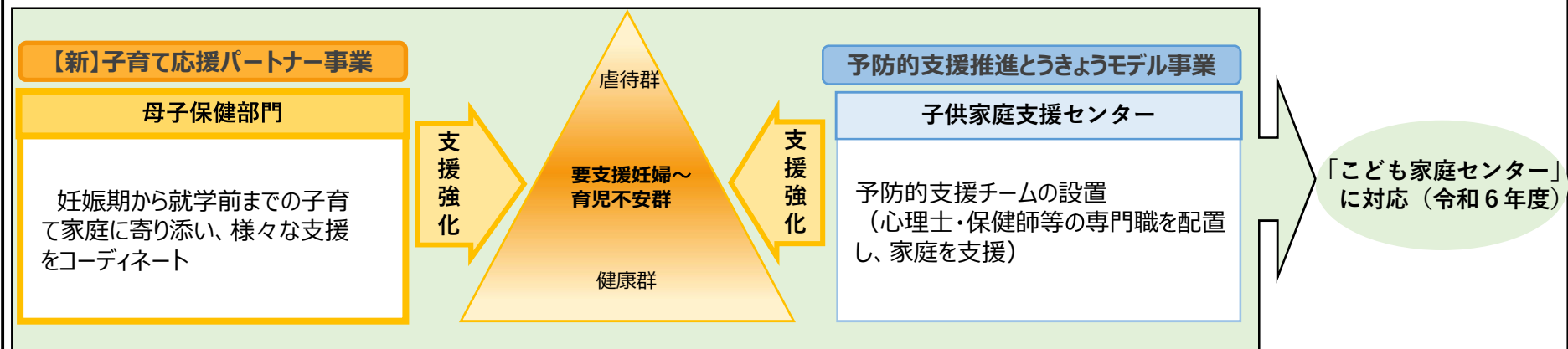
- 児童福祉法等改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を令和6年度に創設

【都】

- 都は全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進めるため、「とうきょうママパパ応援事業」を推進（令和2年度～）
- また、国の法改正に先んじて、実効性のある妊娠期からの支援モデルを独自に構築するため、「**予防的支援推進とうきょうモデル事業**」を開始し、4つのモデル自治体（墨田区、大田区、渋谷区、調布市）の**子供家庭支援センター**に妊娠期からの支援を行う専任チームを設置（令和3年度～）

☞「こども家庭センター」創設に向けて区市町村を強力に支援するため、**とうきょう子育て応援パートナー制度**により**母子保健部門**の体制を強化

支援対象と支援体制



参考【予防的支援推進とうきょうモデル事業】

家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し、適切に支援することで、児童虐待の未然防止を徹底する。

【モデル期間】 令和3年度～令和5年度（3か年）

とうきょう子育て応援パートナー事業 (とうきょう子育て応援パートナー制度の創設)

目的

妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備する。



事業内容

検討WGの設置

○有識者を含めたWGを開催し、とうきょう子育て応援パートナー制度を検討

【検討内容】

- ・とうきょう子育て応援パートナー制度の基盤整備（子育て・母子部門の連携の仕組みづくり）
- ・とうきょう子育て応援パートナー制度を担う人材の役割、必要なスキル、支援対象、必要な人員体制等
- ・要支援妊婦の共通アセスメント基準、支援対象に応じた支援プランの作成の方法
- ・主な在宅支援サービスの実施状況を調査
(例：ショートステイ、養育支援訪問事業(家事育児援助)等)

人材の育成

○WGで検討するとうきょう子育て応援パートナー制度を担う人材の役割や必要なスキルに基づき、研修を実施するための養成プログラムを作成し人材育成を実施

【想定される養成プログラムの内容】※R4：養成プログラム作成

- ・保護者と関係性を構築するための面接技術の習得
- ・当事者性の理解の習得（妊産婦を支える視点の習得）

今後のスケジュール（想定）

	R4.7.26（第1回）	R4.8.31（第2回）	R4.10～～R5.3(3回程度)
検討WG	<ul style="list-style-type: none"> ・活動基盤の整備 ・役割やスキル ・区市町村の人員体制 ・適切な支援サービス ・サービス調査発出 	→	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援妊婦のアセスメント基準 ・支援対象に応じた支援プランの作成方法 ・サービス調査とりまとめ ・業務マニュアル作成
人材の育成			養成プログラムの作成

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児への支援に係る都の取組

保育所等に対する支援

○ 東京都医療的ケア児保育支援事業

R4予算額 325百万円

【事業内容】 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ると共に、安定、継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

【対象施設】 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び認証保育所

【補助項目】 ①看護師等の配置 ②研修の受講支援 ③補助者の配置 ④医療的ケア保育支援者の配置
⑤ガイドラインの策定 ⑥検討会の設置 ⑦送迎支援



学童クラブにおける支援

○ 学童クラブにおける医療的ケア児等受入支援事業

R4予算額 38百万円

【事業内容】 学童クラブにおいて、医療的ケア児や重症心身障害児等（これらの児童と同等の配慮を要すると区市町村が判断する児童についても含む）の受け入れのために必要な経費を補助する。

【補助項目】 ① 看護師の配置又は専門的知識等を有する放課後児童支援員等の加配 ② 毎日開所や開所時間延長 ③ 送迎支援

日常生活における支援

○ 障害児の放課後等支援事業

R4予算額 105百万円

【事業内容】 医療的ケア児や重症心身障害児に対する放課後等支援の充実を図るため、放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業における、看護師等専門職の配置や開所時間の延長、送迎サービスの実施等に取り組む区市町村を支援する。

医療的ケア児支援センター

○ 医療的ケア児支援センター事業

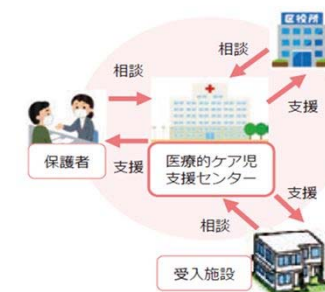
R4予算額 43百万円

【概要】 医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成する。

【設置場所】 区部：東京都都立大塚病院内、多摩地域：東京都立小児総合医療センター内 令和4年9月～

【利用対象者】 都内在住の医療的ケア児やご家族、その支援者、区市町村、関係機関等

【業務内容】 ・医療的ケア児及びその御家族等に対する相談支援
・区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整



医療的ケア児への支援に係る都の取組

学校における支援

○ 都立特別支援学校における医療的ケア児への支援の充実

R4予算額 1,610百万円

【事業内容】 ① 医療的ケアの実施体制の整備

- ・平成29年度から、肢体不自由以外の特別支援学校にも非常勤看護師を配置し、医療的ケアを実施できる体制を整備
- ・医療的ケアを実施する特別支援学校数は、平成28年度の17校から、令和4年度には39校に増加

② 医療的ケア児専用通学車両の運行

- ・平成30年度から、学習機会の確保と通学保障のため、肢体不自由特別支援学校において看護師が同乗する専用通学車両を運行
- ・運行台数及び乗車児童・生徒数は、平成30年（運行当初）の14台24人から、令和4年10月には87台180人に増加 等

東京ユースヘルスケア推進事業（令和4年度の取組）

背景

○思春期は、心身ともに大きく変化し、自分自身のからだや性に関する不安や悩みが増えてくる時期

⇒思春期の若者が健やかに成長するためには、年齢に応じた体の特徴や性に関する正しい知識などを身につけることが重要

事業概要

① 都の委託事業 <民間団体等へ委託して実施>

思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置

【対象者】 都内に在住・在学・在勤の中学生以上の10代の若者

【開設日】 令和4年10月26日（水）

【電話相談】 水曜日：15時～20時、日曜日：9時～14時

【その他】 11月以降に対面やメールでの相談を開始予定

② 区市町村への支援 <補助率10/10（3か年）>

思春期等において、妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援、健康教育、普及啓発の実施

※ 普及啓発、健康教育のみを実施する場合は補助率1/2

※ 3年間補助以降は補助率1/2

「東京都子ども基本条例」の理解促進に係る普及啓発について

趣旨

子供があらゆる場面で社会の一員として尊重され、健やかに育つ環境を整備するという、東京都子ども基本条例の理念を実現するためには、子供をはじめ、すべての都民の条例への理解が必要

実施内容

ハンドブックの作成

【ポイント1】

子供の年齢や発達段階に応じて
数種類作成

子供たちに分かりやすい
内容構成

【ポイント2】

多言語対応

外国語を母語とする子供も
条例の内容を理解

【ポイント3】

子供たちが作成過程に参加

子供の意見の反映

子供や有識者の意見を内容やデザインに反映

「編集・検討委員会」の設置

- 学識経験者や、広報に関して知見を持つ有識者が参加
- 「こども編集者」に参加した子供の意見を踏まえ、ハンドブックの内容構成やデザイン等を検討

「こども編集者」の活動

- 以下各区分10名程度を「こども編集者」として公募
 - ①小学生1～3年生
 - ②小学生4～6年生
 - ③中・高校生
- ワークショップに参加してもらい、ハンドブック作成の企画立案段階から活動

ヤングケアラーへの支援について

背景・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり表面化しにくいこと、また、周囲の大人からも「介護力」と見なされ、相談支援の対象として十分に認識されないことなどから、必要な支援につなげにくい。
 - 子供自身も、ヤングケアラーである自覚がなく、子供家庭支援センターなどの公的機関に相談することが少ない。
- ⇒ ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、区市町村・関係機関と連携した体制の強化が必要

ヤングケアラーへの支援に係る取組

- ヤングケアラーの実態を把握し、関係局の共通認識を深めるため、庁内に連絡会を立ち上げ（令和3年6月）
 - ・ 国の実態調査における東京都分の集計結果や、都による子供家庭支援センター等関係機関へのヒアリング結果を共有
 - ・ 有識者や元当事者、支援者団体との意見交換を実施
- 子供や子育てをめぐる組織横断的な今日的課題の一つとして、「ヤングケアラー」を挙げ、関係局で構成する「子供政策連携推進チーム」を発足（令和4年4月）
 - ・ 関係局の取組の共有、各局連携の下、実効性ある施策を推進していくことを確認



<令和4年度の取組>

- **早期把握の強化**
 - ・ ヤングケアラーを支援するための教職員の対応力向上のため、学校の役割や具体的な取組を分かりやすく記載したリーフレットの作成・活用や教職員に助言を行う相談窓口を開設
- **多機関連携の促進**
 - ・ 関係機関がヤングケアラーについての認識を深め、具体的な支援につなげられるよう、ヤングケアラーの状況や、把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを作成、共有
- **相談しやすい環境の整備**
 - ・ ピアサポートなどの相談支援や、相談があったヤングケアラーに家事支援ヘルパーの派遣等を行うNPO等の民間団体に対して支援
 - ・ SNS等を活用し、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営等を行う団体を支援

児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）について

1 経緯

- 国は、子供の権利擁護について、令和元年にワーキングチームを設置
- 令和4年6月に児童福祉法が改正され、児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に子供の意見を聴取すること、都道府県は子供の意見表明等に向けた環境整備を行うことが規定された
- 国の動向を踏まえつつ、都の実情に応じて、更なる子供の権利擁護を図るため、児童福祉審議会に専門部会を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの在り方（子供アドボケイト）について検討中

2 国の方針

都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組を推進するため、児童福祉法において以下を規定

- 子どもの権利擁護に係る環境整備
都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。
- 意見表明等支援事業
 - ・ 児童相談所長の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
 - ・ 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

3 都における検討状況

- 児童相談所や施設、養育家庭等における意見表明支援の現状を把握し、論点を整理
 - ・ 施設等における第三者委員や苦情箱に関する活用状況
 - ・ 子供の権利擁護専門相談事業に関する実績 等
- 里子や児童福祉施設等の入所児童、社会的養護の関係者へのヒアリングを実施
(主なヒアリング事項)
 - ・ どんな大人に、どんな方法で相談したいか
 - ・ 意見表明を支援する活動の中で、困難を感じること、必要だと感じる資質や専門性
- 今後、①意見表明等の理解促進、②意見表明等を支援する仕組みの充実、③措置内容についての児童福祉審議会への申立について整理

4 今後の予定

専門部会において検討を続け、12月に児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みの在り方について提言案とりまとめ予定

ひとり親家庭就業推進事業

背景

- コロナ以前から、母子世帯においては非正規雇用の割合が高い傾向あり…就業している母子世帯の45.0%がパート・アルバイト等の非正規雇用（「平成29年度 東京都福祉保健基礎調査」）
- 民間団体が行ったひとり親家庭へのアンケートでは、新型コロナによる雇用・収入への影響について、約7割が「影響があった」と回答（「新型コロナウイルスの影響によるシングルマザーの就労・生活調査」R2.8）
- 厚生労働省の調査・分析によると、新型コロナの影響により、宿泊業・飲食サービス業等の産業において、非正規雇用労働者を中心に就業者数・雇用者数の大幅な落ち込みや労働時間・賃金の減少等の影響がみられる（「令和3年版 労働経済の分析」R3.7厚生労働省）

ひとり親の就業先の選択肢拡大のため、就業支援の一層の推進が必要

事業概要

令和4年度実施

【事業目的】

コロナ禍で雇用が不安定となったひとり親に対して、一人ひとりの希望や適性に応じた就業支援を実施し、自立を促進する。

【事業内容】

〔予算規模200名〕

広報・募集

チラシの配布やホームページ等により事業を周知し、希望者からの申込を受け付け

事前面談等

申込者が希望する就業の形態等を面談により聴取し、就業コーディネーターが個別支援計画を作成

スキルアップ訓練

ひとり親が参加しやすい方法により、就職に向けてスキルアップを図るための実践的な訓練を実施

マッチング支援

本人の希望に合致した求人を紹介するとともに、求人企業と被支援者のマッチングを支援

アフターフォロー

就職した被支援者の職場定着を支援するため、就職直後の不安や悩みについての相談に対応

求人開拓

企業に対して事業を周知して求人を開拓

相談対応

就業コーディネーターが定期的に被支援者の状況を把握して助言

予防のための子供の死亡検証（CDR）

概要

予防のための子供の死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という））とは、子供が死亡したあとに、多職種の機関や専門家（医療、警察、行政、福祉関係者等）が、①子供の死に至る直接・間接的な情報を収集し、②予防可能な要因について検証し、③効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡を減らすことを目的に行うもの

国の動向

■ 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業（R2～）
一部の自治体においてCDRの実施体制の整備を試行的に実施
実施自治体：群馬、山梨、三重、滋賀、京都、香川、高知、北海道、福島

■ 予防のための子どもの死亡検証体制整備委託事業（R3～）
モデル事業で得られたデータ等の集約や、検証への技術的支援を実施し、CDRの制度化に向けた検討材料とする

都においてもCDR実施体制の構築に向け検討

- CDRの実施に当たっては、死亡診断を行う医療機関をはじめ、福祉、保健、教育、警察など、様々な機関の連携・協力が不可欠
- 子供の死という機微な情報を取り扱うため、収集する情報の範囲や、入手・管理の方法などについて、あらかじめ整理が必要

令和4年度の取組

＜関係機関へのヒアリング＞

CDRを行うに当たっての課題（死亡情報の収集・調査方法等）等について、関係機関にヒアリングを実施。
（医師会、医療機関、保健所、監察医務院、児童福祉・教育、警察・消防関係者など）

＜CDR状況調査＞

国のモデル事業を実施している自治体の事例や海外の事例を調査し、今後の都の取組に向けた検討材料とする。

＜今後の取組の検討＞

関係者のヒアリングや状況調査を踏まえ、今後の都のCDRの取組について検討。

